

NO コロナハラスメントに関する決議

新型コロナウイルス感染症は、未だ収束の兆しが見えず、本市においても、日々感染者が確認されている中、市民は、新しい生活様式を踏まえ、三密の回避や手洗いの励行など、各種の感染予防策を講じているものの、日々不安を抱えながら日常生活を送っている。

このような状況の中、各種報道等を通じ、感染者や医療従事者、その家族などが差別や偏見・いじめなどの不当な扱いを受けるといった事例が伝えられているが、こうした人権侵害は、決してあってはならないものである。

また、新型コロナウイルス感染症は、いくら感染防止に努めても、感染症を完全に回避することは難しく、誰もが感染者や濃厚接触者になり得る可能性がある。

よって、本市議会は、感染症に関する差別や偏見などを絶対に許さず、すべての市民が互いの人権を尊重し、安心して暮らせるよう、以下の通り、NO コロナハラスメントに関する決議を行う。

- 1 新型コロナウイルス感染者や医療従事者、その家族などに対する差別的な扱いや、誹謗・中傷を絶対に許さない。
- 2 根拠のない噂話に惑わされたり、差別や偏見につながるような情報の拡散は行わないとともに、差別や偏見を助長するような言動には異を唱える。
- 3 感染者の治療にあたる医療従事者をはじめ、生活を支えるために感染リスクと隣り合わせで働いている事業者等に感謝するとともに、これらの方々の支援に協力する。

令和2年12月21日

高松市議会